

※申請書は資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に提出してください。

常務理事	事務局長	部長	課長	課長代理	係長	主任	係員

任継 記号	901	※番号	
----------	-----	-----	--

※印  の欄は記入しないでください。

## 健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

※ご記入前に必ず別紙をご覧ください。

私は別紙留意事項を確認のうえ、下記の通り申請します。				
勤務していた時に使用していた被保険者証の記号・番号	記号	番号	資格喪失年月日 (※退職日の翌日)	令和 年 月 日
氏名 ※住民票と同一の氏名	(フリガナ)		生年月日	昭和・平成 年 月 日
			性別	1. 男 2. 女
住所	(〒 - ) 都道府県		電話番号 ※必ず記入してください。	自宅 ( )
				携帯 ( )
勤務していた事業所の	【名称】	【所在地】		
【備考】				
被保険者証の記号番号に代えて個人番号により申請する場合は備考欄へ記入してください。マイナンバーを記入した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。				

■ 健康保険 被扶養者届 (退職時に認定を受けていた被扶養者で被保険者に扶養されている者) ※年収が130万円(60歳以上の人や又は障害者は180万円)以上の場合は当組合で被扶養者として認定することができません。 ※収入がない場合でも、職業欄・年間収入欄は記入してください。【職業(例):「主婦」、「無職」、「小学生」、「高校2年」等】								
氏名 ※住民票と同一の氏名	生年月日	性別	続柄	同居・別居の区別	職業	年間収入	備考	
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居		万円		
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居		万円		
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居		万円		
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居		万円		
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女		同居・別居		万円		

※納付期限までに初回保険料が納付されなかった場合、任意継続の資格が取り消され、

被保険者証は使用できませんのでご注意ください。

(初回保険料用納付書は任意継続取得手続き完了後に保険証と一緒に送付いたします。)

受付日付印

【送付先及び問い合わせ先】

〒169-8516 東京都新宿区百人町2-27-6  
関東ITソフトウェア健康保険組合 適用二課  
TEL.03-5925-5306

関東ITソフトウェア健康保険組合 (令和4年1月改)

## 申請書記入前に必ずご確認ください

- ◆ 任意継続被保険者となる要件はつぎのとおりです。
    - ① 資格喪失日（退職日の翌日）の前日まで継続して **2ヶ月以上の被保険者期間**があること。
    - ② **資格喪失日（退職日の翌日）から 20日以内** に手続きをすること。
    - ③ **75歳未満**の方。 \* 75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため、任意継続被保険者となることはできません。
  - ◆ 資格喪失の際に被扶養者であった方を引き続き被扶養者とする場合は、申請書下段の「健康保険被扶養者届」欄に記入してください。新たに被扶養者を追加する場合は、この申請書とは別に「被扶養者異動届」に必要な書類を添えて提出してください。 ※「留意事項⑧」の内容を確認してください。
- ※任意継続被保険者の被保険者証の交付は、退職後に事業主から提出される資格喪失届手続き完了後となります。

### ◎留意事項

1. 任意継続被保険者として加入できる期間は2年間です。  
ただし、④の理由に該当したときは、2年を経過する前であっても任意継続被保険者の資格を喪失します。
2. この申請書が提出期間（資格喪失日から20日以内）を経過して提出されたときは、保険者が「正当な理由」（例えば天災地変、交通、通信関係のストライキ等により法定期間内に届出ができなかったとき）があると認めた場合以外は受理されません。
3. 初回保険料納付額と納付期限は初回保険料用納付書に記載されています。保険料が期限までに納入されなかったときは任意継続被保険者資格取得日に遡り資格取り消しとなり、保険証は使用できません。  
(初回保険料用納付書は任意継続取得手続き完了後に保険証と一緒に送付いたします。)
4. 任意継続被保険者は次のような場合において、それぞれに掲げる日より資格喪失します。
  - ① 被保険者となってから2年を経過したときは、その日の翌日
  - ② 被保険者が死亡したときは、その日の翌日
  - ③ 保険料を納付期限(毎月10日)までに納付しないときは、その日の翌日
  - ④ 就職して被保険者となったときはその日
  - ⑤ 船員保険の被保険者となったときはその日
  - ⑥ 後期高齢者医療の被保険者となったときはその日（75歳の誕生日）
  - ⑦ 任意継続被保険者でなくなることを希望するときは、資格喪失申出書が受理された月の翌月1日  
(※投函日ではなく資格喪失申出書が当組合に到着した日の属する月の翌月1日)

※任意継続被保険者資格を喪失したときは、**5日以内**に被保険者証を当組合に返納してください。
5. 2回目以降の保険料納付期限は、「各月の納付」（毎月10日まで）が基本となりますが、一定期間をまとめて納付する「前納制度」もあります。
6. 保険料は全額自己負担することになります。（40歳～64歳の方は介護保険料含む）  
保険料額は、収入額による見直しはありません。ただし、介護保険該当（40歳到達）・不該当（65歳到達）、毎年度見直す保険料率・標準報酬月額の上限改定により変更になる場合があります。
7. 任意継続被保険者の標準報酬月額は、「被保険者資格を喪失したとき（退職時）の標準報酬月額」か「前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）9月30日時点の当組合全被保険者の平均標準報酬月額」のどちらか少ない額で決定すると定められており（健康保険法第47条）、後者の平均標準報酬月額は毎年見直しをしておりますので、当組合のホームページでご確認ください。
8. 資格喪失の際に被扶養者であった方を引き続き被扶養者とする場合は、被扶養者の年収が130万円（60歳以上の人や障害者は180万円）未満で、主として被保険者によって生計を維持されていることが必要となります。  
**※年間収入が基準を超えている場合は当組合で被扶養者として認定することができません。**